

JILPT 資料シリーズ

No.154 2015年6月

# 職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントの実態 —個別労働紛争解決制度における2011年度のあっせん事案を対象に—



職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントの実態  
—個別労働紛争解決制度における2011年度のあっせん事案を対象に—

## ま え が き

都道府県労働局に寄せられる労働相談の第1位は長らく「解雇」であったが、2012年度以降は、「いじめ・嫌がらせ」の相談が第1位となっている。最新の統計である2013年度には年間59,197件もの「いじめ・嫌がらせ」の相談が寄せられている。1日単位で見れば、162件以上のいじめの相談が全国の労働局に寄せられていることになる。そして労働局に相談する人は氷山の一角であろうから、全国にはとても多くの人がこの問題で悩んでいるということになる。

また、労働審判の利用者を対象とした東京大学社会科学研究所の2010年のアンケート調査でも、24.3%（複数回答）もの労働者が「パワー・ハラスメント（パワハラ）」に関する問題で、13.3%（同）の労働者が「セクハラ・パワハラ以外のいじめ・いやがらせ」に関する問題で労働審判手続を利用したと回答している。通常裁判に関しても、既に三桁以上の事件で争点となっていると言われる。この問題は、裁判所の紛争類型としても一定の割合を占めるに至っている。いじめ紛争の予防・解決は今や喫緊の課題となっているといえよう。

こうした事態に対し、近年、職場いじめに関する全国的なアンケート調査がいくつか実施され、基礎的な事実はわかってきている。しかし、未だ実態や解決のあり方については解明されていない部分が多い。そこで、本調査研究では、個別労働紛争解決促進法にもとづき都道府県労働局にあっせんの申請がなされた「いじめ・嫌がらせ」の事案284件を対象に、既存の調査で得られた知見を踏まえつつ、職場いじめの実態と、都道府県労働局のいじめ事案のあっせん処理について、調査を実施することとした。

調査対象事案では、いじめによってメンタルヘルスになんらかの問題が生じた者が3分の1以上も存在すること、紛争解決の内容として会社に「謝罪」を請求する割合が顕著に高いこと、「医療・福祉」の業種が多いことなど、労働局のあっせん資料という情報の限定性の問題はありながらも、一定の知見が得られる結果になっている。

本資料シリーズが、政策担当者をはじめ、企業経営者、人事担当者、労使団体、業界団体、職場で働く人々等、全ての人々の参考になり、職場からいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントがなくなることを心から願っている。なお、本調査研究は、プロジェクト研究サブテーマ「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する研究」の一環である。

2015年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 菅野和夫

## 執筆担当者

氏名	所属	執筆箇所
<small>ないとう</small> 内藤 <small>しの</small> 忍	労働政策研究・研修機構 副主任研究員	全編
<small>すぎむら</small> 杉村めぐる	一橋大学大学院経済学研究科 ジュニアフェロー 労働政策研究・研修機構 元アシスタント・フェロー	第2、3章
<small>ながぬまゆうすけ</small> 長沼裕介	労働政策研究・研修機構 アシスタント・フェロー 早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程	第4、5章
<small>ふじい なおこ</small> 藤井直子	労働政策研究・研修機構 臨時研究協力員 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程	第6章 (事例2～22)
<small>そ ぶん ひ</small> 徐 倫希	労働政策研究・研修機構 アシスタント・フェロー 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程	第6章 (事例23～26)

※全体の編集は、内藤が担当した。執筆担当者の所属は2015年3月末時点。

# 概 略 目 次

## 第 I 部 本編

<b>第 1 章 調査研究の概要</b> .....	3
1. 調査研究の目的 .....	3
2. 調査研究の方法 .....	4
3. 調査研究結果の概要 .....	5
4. 政策的含意と今後の課題 .....	7
<b>第 2 章 労働局あっせん事案にみる職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント     (単純集計)</b> .....	10
はじめに .....	10
1. いじめの当事者 .....	12
2. 企業規模 .....	17
3. 業種 .....	18
4. 労働組合の有無 .....	19
5. 他の申請内容 .....	19
6. いじめの行為 .....	21
7. 会社等への相談 .....	32
8. 申請人のメンタルヘルスへの影響 .....	33
9. 申請人のあっせん申請前後の雇用の状況 .....	34
10. 考察 .....	36
<b>第 3 章 いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントに関する労働局あっせん事案の     紛争処理 (単純集計)</b> .....	44
はじめに .....	44
1. あっせんの手続き .....	46
2. 請求内容と合意内容 .....	50
3. 会社側の行為の認否 .....	54
4. あっせん手続きにおける代理人・補佐人の状況 .....	55
5. 考察 .....	56

## 第Ⅱ部 資料編

### 第4章 労働局あっせん事案にみる職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント

(クロス集計) .....	63
1. いじめの当事者 .....	64
2. 企業規模 .....	71
3. 業種 .....	73
4. 労働組合の有無 .....	74
5. 他の申請内容 .....	74
6. いじめの行為 .....	74
7. 会社等への相談 .....	86
8. 申請人のメンタルヘルスへの影響 .....	91
9. 申請人のあっせん申請前の雇用の状況 .....	97
10. 考察 .....	104

### 第5章 いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントに関する労働局あっせん事案の

紛争処理 (クロス集計) .....	110
1. あっせんの手続き .....	110
2. 請求内容と合意内容 .....	136
3. 会社側の行為の認否 .....	177
4. あっせん手続きにおける代理人・補佐人の状況 .....	189
5. 考察 .....	189

### 第6章 いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントに関する労働局あっせん事案の

処理事例 .....	196
参考文献 .....	226

# 詳細目次

## 第 I 部 本編

<b>第 1 章 調査研究の概要</b> .....	3
1. 調査研究の目的 .....	3
2. 調査研究の方法 .....	4
3. 調査研究結果の概要 .....	5
4. 政策的含意と今後の課題 .....	7
<b>第 2 章 労働局あっせん事案にみる職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント (単純集計)</b> .....	10
はじめに .....	10
(1)本章の位置づけ .....	10
(2)本章の目的と対象 .....	11
1. いじめの当事者 .....	12
(1) 申請人 .....	12
(ア) 性別 .....	12
(イ) 年代別 .....	13
(ウ) 雇用形態別 .....	14
(2) 行為者の職位 .....	16
2. 企業規模 .....	17
3. 業種 .....	18
4. 労働組合の有無 .....	19
5. 他の申請内容 .....	19
6. いじめの行為 .....	21
(1) 行為類型の分類基準 .....	21
(2) 行為類型別の集計結果 .....	28
7. 会社等への相談 .....	32
8. 申請人のメンタルヘルスへの影響 .....	33
9. 申請人のあっせん申請前後の雇用の状況 .....	34
10. 考察 .....	36
(1) いじめの当事者について .....	36
(2) 被申請人および労働組合について .....	38
(3) いじめの行為について .....	39

(4) 申請人のいじめ後の対応および状況について	41
--------------------------	----

### 第3章 いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントに関する労働局あっせん事案の紛争処理

(単純集計)	44
はじめに	44
1. あっせんの手続き	46
(1) あっせん申請の端緒	46
(2) あっせん申請から手続き終了までの日数	46
(3) あっせんの終了区分	48
2. 請求内容と合意内容	50
(1) 請求内容・請求金額	50
(2) 合意内容・合意金額	51
3. 会社側の行為の認否	54
4. あっせん手続きにおける代理人・補佐人の状況	55
5. 考察	56
(1) あっせん申請の手続きについて	56
(2) 請求内容と合意内容について	57
(3) 会社側の行為の認否について	59
(4) あっせん手続きにおける代理人・補佐人の状況について	60

## 第II部 資料編

### 第4章 労働局あっせん事案にみる職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント（クロス集計）

1. いじめの当事者	64
(1) 申請人	64
(ア) 申請人の性別と年代の連関	64
(イ) 申請人の性別と雇用形態等の連関	64
(a) 申請人の性別と雇用形態の連関	64
(b) 申請人の性別と正規・非正規の連関	66
(ウ) 申請人の年代と正規・非正規の連関	67
(2) 行為者	68
(ア) 行為者の職位と申請人の性別の連関	68
(イ) 行為者の職位と申請人の年代の連関	69
(ウ) 行為者の職位と申請人の正規・非正規の連関	70



2. 企業規模	71
(1) 企業規模と申請人の性別の連関	71
(2) 企業規模と申請人の年代の連関	72
(3) 企業規模と申請人の正規・非正規の連関	72
(4) 企業規模と行為者の職位の連関	73
3. 業種	73
4. 労働組合の有無	74
5. 他の申請内容	74
6. いじめの行為	74
(1) いじめの行為大分類	74
(ア) いじめの行為大分類と申請人の性別の連関	75
(イ) いじめの行為大分類と申請人の年代の連関	75
(ウ) いじめの行為大分類と申請人の正規・非正規の連関	77
(エ) いじめの行為大分類と行為者の職位の連関	78
(a) いじめの行為大分類と行為者上司の連関	78
(b) いじめの行為大分類と行為者役員の連関	79
(c) いじめの行為大分類と行為者先輩の連関	80
(d) いじめの行為大分類と行為者同僚の連関	81
(オ) いじめの行為大分類と企業規模	82
(2) 行為の際の公衆の有無	83
(ア) 行為の際の公衆の有無と申請人の性別の連関	83
(イ) 行為の際の公衆の有無と申請人の年代の連関	84
(ウ) 行為の際の公衆の有無と申請人の正規・非正規の連関	84
(エ) 行為の際の公衆の有無と行為者の職位の連関	85
(オ) 行為の際の公衆の有無と企業規模の連関	86
7. 会社等への相談	86
(1) 会社等への相談と申請人の性別の連関	86
(2) 会社等への相談と申請人の年代の連関	87
(3) 会社等への相談と申請人の正規・非正規の連関	87
(4) 会社等への相談と行為者の職位の連関	88
(5) 会社等への相談と企業規模の連関	89
(6) 会社等への相談と行為大分類との連関	89
(7) 会社等への相談と行為の際の公衆の有無の連関	90
8. 申請人のメンタルヘルスへの影響	91
(1) 申請人のメンタルヘルスへの影響と性別の連関	91

(2) 申請人のメンタルヘルスと年代の連関	92
(3) 申請人のメンタルヘルスへの影響と正規・非正規の連関	92
(4) 申請人のメンタルヘルスへの影響と行為者の職位の連関	93
(5) 申請人のメンタルヘルスへの影響と行為大分類の連関	94
(6) 申請人のメンタルヘルスへの影響と行為の際の公衆の有無の連関	95
(7) 申請人のメンタルヘルスへの影響と会社等への相談の連関	96
9. 申請人のあっせん申請前の雇用の状況	97
(1) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況と性別の連関	97
(2) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況と年代のクロス集計表	97
(3) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況と正規・非正規の連関	98
(4) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況と行為者の職位の連関	99
(5) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況と企業規模の連関	100
(6) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況といじめ行為大分類との連関	101
(7) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況と行為の際の公衆の有無の連関	102
(8) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況と会社等への相談の連関	103
(9) 申請人のあっせん申請前の雇用の状況とメンタルヘルスへの影響の連関	104
10. 考察	104
(1) 申請人の属性について	104
(2) 行為者の職位と行為大分類について	105
(3) 会社等への相談について	107
(4) 申請人のメンタルヘルスへの影響について	108
(5) あっせん申請前の雇用の状況について	108

## 第5章 いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントに関する労働局あっせん事案の紛争処理

(クロス集計)	110
1. あっせんの手続き	110
(1) あっせん申請の端緒	110
(2) あっせん申請から手続き終了までの日数	110
(ア) あっせん申請から手続き終了までの日数と申請人の性別の連関	110
(イ) あっせん申請から手続き終了までの日数と申請人の年代のクロス 集計表	110
(ウ) あっせん申請から手続き終了までの日数と申請人の正規・非正規の 連関	111
(エ) あっせん申請から手続き終了までの日数と行為者の職位の連関	112
(オ) あっせん申請から手続き終了までの日数と企業規模の連関	113

(カ) あっせん申請から手続き終了までの日数といじめの行為大分類の連関	114
(キ) あっせん申請から手続き終了までの日数と行為の際の公衆の有無の 連関	115
(ク) あっせん申請から手続き終了までの日数と会社等への相談の連関	116
(ケ) あっせん申請から手続き終了までの日数と申請人のメンタルヘルス への影響の連関	116
(コ) あっせん申請から手続き終了までの日数と申請人のあっせん申請前の 雇用の状況のクロス集計表	117
(3) 雇用終了からあっせん申請までの日数	118
(ア) 雇用終了からあっせん申請までの日数と申請人の性別の連関	118
(イ) 雇用終了からあっせん申請までの日数と申請人の年代のクロス集計表	119
(ウ) 雇用終了からあっせん申請までの日数と申請人の正規・非正規の連関	119
(エ) 雇用終了からあっせん申請までの日数と行為者の職位の連関	120
(オ) 雇用終了からあっせん申請までの日数と企業規模の連関	121
(カ) 雇用終了からあっせん申請までの日数といじめの行為大分類の連関	122
(キ) 雇用終了からあっせん申請までの日数と行為の際の公衆の有無の連関	123
(ク) 雇用終了からあっせん申請までの日数と会社等への相談の連関	124
(ケ) 雇用終了からあっせん申請までの日数と申請人のメンタルヘルスへの 影響の連関	125
(コ) 雇用終了からあっせん申請までの日数と申請人のあっせん申請前の 雇用の状況のクロス集計表	125
(4) あっせんの終了区分	126
(ア) あっせんの終了区分と申請人の性別の連関	126
(イ) あっせんの終了区分と申請人の年代のクロス集計表	126
(ウ) あっせんの終了区分と申請人の正規・非正規の連関	127
(エ) あっせんの終了区分と行為者の職位の連関	128
(オ) あっせんの終了区分と企業規模の連関	129
(カ) あっせんの終了区分といじめの行為大分類の連関	130
(キ) あっせんの終了区分と行為の際の公衆の有無の連関	131
(ク) あっせんの終了区分と会社等への相談の連関	132
(ケ) あっせんの終了区分と申請人のメンタルヘルスへの影響の連関	133
(コ) あっせんの終了区分と申請人のあっせん申請前の雇用の状況の クロス集計表	133
(サ) あっせんの終了区分とあっせん申請から手続き終了までの日数の連関	134
(シ) あっせんの終了区分と雇用終了からあっせん申請までの日数の連関	135

2. 請求内容と合意内容	136
(1) 請求内容・請求金額	136
(ア) 請求内容	136
(a) 請求内容と申請人の性別の連関	136
(b) 請求内容と申請人の年代のクロス集計表	137
(c) 請求内容と申請人の正規・非正規の連関	137
(d) 請求内容と行為者の職位の連関	138
(e) 請求内容と企業規模の連関	140
(f) 請求内容といじめの行為大分類の連関	141
(g) 請求内容と行為の際の公衆の有無の連関	144
(h) 請求内容と会社等への相談の連関	145
(i) 請求内容と申請人のメンタルヘルスへの影響の連関	146
(j) 請求内容と申請人のいじめ後・あっせん申請前の雇用の状況のクロス集計表	147
(k) 請求内容とあっせん申請から手続き終了までの日数のクロス集計表	148
(l) 請求内容と雇用終了からあっせん申請までの日数のクロス集計表	149
(m) 請求内容とあっせんの終了区分の連関	150
(イ) 請求金額	151
(a) 請求金額と申請人の性別の連関	152
(b) 請求金額と申請人の年代のクロス集計表	152
(c) 請求金額と申請人の正規・非正規の連関	153
(d) 請求金額と行為者の職位の連関	154
(e) 請求金額と企業規模の連関	155
(f) 請求金額といじめの行為大分類の連関	155
(g) 請求金額と行為の際の公衆の有無の連関	157
(h) 請求金額と会社等への相談の連関	158
(i) 請求金額と申請人のメンタルヘルスへの影響の連関	158
(j) 請求金額と申請人のあっせん申請前の雇用の状況のクロス集計表	159
(k) 請求金額とあっせん申請から手続き終了までの日数のクロス集計表	160
(l) 請求金額と雇用終了からあっせん申請までの日数のクロス集計表	161
(2) 合意内容・合意金額	161
(ア) 合意内容	161
(a) 金銭合意と申請人の性別の連関	161
(b) 金銭合意と申請人の年代の連関	162
(c) 金銭合意と申請人の正規・非正規の連関	162

(d) 金銭合意と行為者の職位の連関	163
(e) 金銭合意と企業規模の連関	164
(f) 金銭合意といじめの行為大分類の連関	164
(g) 金銭合意と行為の際の公衆の有無の連関	165
(h) 金銭合意と会社等への相談	166
(i) 金銭合意と申請人のメンタルヘルスへの影響の連関	166
(j) 金銭合意と申請人のあっせん申請前の雇用の状況の連関	167
(k) 金銭合意とあっせん申請から手続き終了までの日数の連関	168
(l) 金銭合意と雇用終了からあっせん申請までの日数の連関	168
(i) 合意金額	169
(a) 合意金額と申請人の性別の連関	169
(b) 合意金額と申請人の年代のクロス集計表	169
(c) 合意金額と申請人の正規・非正規の連関	170
(d) 合意金額と行為者の職位の連関	171
(e) 合意金額と企業規模の連関	172
(f) 合意金額といじめの行為大分類の連関	173
(g) 合意金額と会社等への相談の連関	174
(h) 合意金額と申請人のメンタルヘルスへの影響の連関	175
(i) 合意金額と申請人のあっせん申請前の雇用の状況のクロス集計表	175
(j) 合意金額と請求金額の相関	176
3. 会社側の行為の認否	177
(1) 会社側の行為の認否と申請人の性別の連関	177
(2) 会社側の行為の認否と申請人の年代のクロス集計表	178
(3) 会社側の行為の認否と申請人の正規・非正規の連関	178
(4) 会社側の行為の認否と行為者の職位の連関	179
(5) 会社側の行為の認否と企業規模の連関	180
(6) 会社側の行為の認否といじめの行為大分類の連関	181
(7) 会社側の行為の認否と行為の際の公衆の有無の連関	182
(8) 会社側の行為の認否と会社等への相談の連関	183
(9) 会社側の行為の認否と申請人のメンタルヘルスへの影響の連関	183
(10) 会社側の行為の認否と申請人のあっせん申請前の雇用の状況のクロス 集計表	184
(11) 会社側の行為の認否と雇用終了からあっせん申請までの日数のクロス 集計表	185
(12) 会社側の行為の認否とあっせんの終了区分の連関	185

(13) 会社側の行為の認否と請求内容の連関	186
(14) 会社側の行為の認否と金銭合意の連関	188
(15) 会社側の行為の認否と合意金額のクロス集計表	188
4. あっせん手続きにおける代理人・補佐人の状況	189
5. 考察	189
(1) あっせん手続きの期間について	189
(2) 雇用終了からあっせん申請までの期間について	190
(3) あっせんの終了区分について	190
(4) 請求内容・請求金額と合意内容・合意金額について	192
(5) 会社側の行為の認否について	194

## 第6章 いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントに関する労働局あっせん事案の

<b>処理事例</b>	196
事例 1	199
事例 2	200
事例 3	201
事例 4	202
事例 5	203
事例 6	204
事例 7	205
事例 8	206
事例 9	207
事例 10	208
事例 11	209
事例 12	210
事例 13	211
事例 14	212
事例 15	213
事例 16	214
事例 17	215
事例 18	216
事例 19	217
事例 20	218
事例 21	220
事例 22	221

事例 23 .....	222
事例 24 .....	223
事例 25 .....	224
事例 26 .....	225
<b>参考文献</b> .....	<b>226</b>